第 1879 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 8月 30日 木曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 相互協議の手続き

Q：租税条約に規定する相互協議の手続きが明確化されたそうですが、内容を教えてください。

A：「相互協議の手続きについて」という事務運営指針が制定されました。

【解説】

国税庁はこのほど、「相互協議の手続きについて」という事務運営指針を制定しました。

これまで、租税条約に規定されている相互協議事案は、その多くが移転価格に関する事案でした。しかし最近では、事案も多種・多様化し、利子・配当や使用料に関する源泉所得課税に関する事案なども増加しています。またその内容も複雑なものが多くなってきています。こうした状況をふまえ、相互協議の手続きの詳細が定められました。

今回制定された事務運営指針では、①居住者・内国法人等からの申立てに係る相互協議、②相手国の税務当局からの申入れに係る相互協議、③居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議、というように事案ごとに区分し、その手続きの詳細について定められていて、事前確認事案を相互協議の対象とすること、また、相互協議の申立て前の相談の場合、代理人を通じた匿名の事前相談が可能であることなども明記されています。

ちなみに、相互協議事案は、平成１１事務年度では発生件数が６９件、処理件数が５７件で、平成１２年６月末現在の繰越件数が１３０件となっています。